

掛川市条例第11号

掛川市特別用途地区建築条例の一部を改正する条例をここに公布する。

平成30年3月23日

掛川市長

(別紙)

## 掛川市特別用途地区建築条例の一部を改正する条例

掛川市特別用途地区建築条例（平成20年掛川市条例第7号）の一部を次のように改正する。

次の表中下線又は太線の表示部分（以下改正前の欄にあつては「改正部分」と、改正後の欄にあつては「改正後の部分」という。）については、次のとおりとする。

- (1) 改正部分及びそれに対応する改正後の部分が存在するときは、当該改正部分を当該改正後の部分に改める。
- (2) 改正部分のみ存在するときは、当該改正部分を削る。
- (3) 改正後の部分のみ存在するときは、当該改正後の部分を加える。

改 正 前	改 正 後
<p style="text-align: center;">（特別業務地区内の建築制限）</p> <p>第4条 特別業務地区内においては、次に掲げる建築物は、建築してはならない。ただし、市長が付近の住居の環境を害するおそれがないと認め、又は公益上やむを得ないと認めて許可した場合は、この限りでない。</p> <p>(1)～(3) (略)</p> <p>(4) 法別表第2(り)項第3号及び第4号に掲げる建築物（同項第4号に該当するものうちガソリンスタンドを除く。）</p> <p>2 (略)</p>	<p style="text-align: center;">（特別業務地区内の建築制限）</p> <p>第4条 特別業務地区内においては、次に掲げる建築物は、建築してはならない。ただし、市長が付近の住居の環境を害するおそれがないと認め、又は公益上やむを得ないと認めて許可した場合は、この限りでない。</p> <p>(1)～(3) (略)</p> <p>(4) 法別表第2(ぬ)項第3号及び第4号に掲げる建築物（同項第4号に該当するものうちガソリンスタンドを除く。）</p> <p>2 (略)</p>

### 附 則

この条例は、平成30年4月1日から施行する。